

畜産高度化支援リース事業実施要領

平成22年	5月28日	22環機第448号	制 定
平成22年	6月25日	22環機第571号	一部改正
平成22年	8月31日	22環機第726号	一部改正
平成22年	9月22日	22環機第788号	一部改正
平成22年	10月22日	22環機第831号	一部改正
平成23年	3月30日	23環機第209号	一部改正
平成23年	12月28日	23環機第852号	一部改正
平成25年	3月25日	25環機第110号	一部改正
平成26年	3月24日	26環機第152号	一部改正
平成26年	9月29日	26環機第507号	一部改正
平成27年	4月 1日	27環機第347号	一部改正

一般財団法人畜産環境整備機構(以下「機構」という。)が実施する畜産経営並びに食肉及び生乳の流通に必要な施設並びに機械及び装置(以下「施設等」という。)の貸付事業の実施に関しては、畜産高度化支援リース事業実施要綱(平成22年4月23日付22農畜機第389号。以下「実施要綱」という。)に定めるほか、この実施要領の定めるところによる。

第1 事業の内容等

1 リース事業の内容及び用語の定義

(1) リース事業の内容

ア 畜産環境整備リース事業(以下「経営リース」という。)

畜産経営に係る環境対策と畜産経営の健全な発展を図るため、畜産農家等に対して畜産環境整備に必要な施設等を貸し付ける。

イ 食肉販売等合理化施設整備リース事業(以下「食肉リース」という。)

食肉流通の合理化、衛生基準の高度化等を図るため、食肉処理、加工、販売事業者等に対して必要な施設等を貸し付ける。

ウ 生乳流通効率化支援リース事業(以下「生乳リース」という。)

生乳等の流通の効率化を図るため、乳業者、生乳流通業者、牛乳販売業者等に対して必要な施設等を貸し付ける。

エ 堆肥保管施設整備リース事業(以下「1/2補助付きリース」という。)

堆肥の利用促進を図るため、畜産農家等に対して堆肥の調整・保管に必要な施設等を貸し付けるとともに、リース料のうち当該施設等の購入費分の2分の1以内に相当する金額を助成する。

(2) 用語の定義

この要領で使用する用語は、次の通りとする。

ア 直接リース方式 機構が直接又は受託団体に貸付業務を委託する方法により借受者に貸付施設等を貸し付ける方式

イ 間接リース方式 機構が借受団体に貸付施設等を貸し付け、それを借受けた借受団体が直接又は転貸借受団体を経由して借受者に貸し付ける方式

ウ 借受者 リース方式のいかんにかかわらず、貸付施設等を直接使用する者

エ 借受団体 間接リース方式において、貸付施設等を自ら使用することなく、借受者又は転貸借受団体に貸し付けることを目的に機構から貸付施設等を借り受ける団

体

オ 転貸借受団体 間接リース方式において、貸付施設等を自ら使用することなく、借受者又は他の転貸借受団体に貸し付けることを目的に借受団体又は他の転貸借受団体から貸付施設等を借り受ける団体

カ 受託団体 第15の1規定により機構から委託を受けて貸付業務を行う団体

キ 補助残リース 国、地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「農畜産機構」という。）等によるこのリース事業以外の補助を受けて設置する施設を機構のリース事業により設置すること

ク 中古機械・装置（以下「中古機械等」という。） 別表1から別表3に定める貸付施設等（建物等の構築物を除く。）であって、一度使用された物品若しくは使用されない物品で使用のため取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入れをした機械・装置。

2 貸付対象施設等の範囲及び借受者等の範囲等

(1) 経営リース

ア 貸付対象施設等の範囲

貸付対象施設等の範囲は、次のとおりとし、別表1に掲げる施設等（これらに附属する施設等を含む。）とする。

(ア) 家畜ふん尿（家畜ふん尿由来の堆肥等を含む。）の乾燥処理、発酵処理、浄化・液肥処理、調整、保管、運搬等及び悪臭対策に必要な施設等（以下「家畜ふん尿処理施設等」という。）

(イ) 飼料の生産、給与、貯蔵等に必要な施設等（以下「飼料の生産、給与等施設等」という。）

(ウ) 家畜の飼養管理等のために必要な施設等（以下「家畜飼養管理等施設等」という。）

(エ) その他一般財団法人畜産環境整備機構理事長（以下「理事長」という。）が特に必要と認めた次のいずれかに該当する施設等（以下「特認施設等」という。）

a 家畜の飼養環境の改善に関するもの

b (ア) から (ウ) において畜産経営の合理化のための先進的な技術体系にかかるもの

c 6次産業化に関するもの

なお、特認施設等の貸付申請については、貸付申請においてこの旨を明らかにするものとする。

イ 借受者の範囲等

借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 団体等

a 農業協同組合連合会、農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人であって、農業の振興を目的とするもの（以下(1)において「団体等」という。）

b 別表5に定める要件を満たす飼料生産組織（コントラクター（飼料生産受託組織をいう。）、TMRセンター（完全混合飼料等の飼料生産組織をいう。）を営む者及びその他の飼料生産組織をいう。）及び堆肥センター

(イ) 個人、法人等

a 次に掲げる要件を満たす養畜の事業を行う個人の農業者（以下(1)において「畜産農業者」という。）

(a) 貸付対象施設等が家畜ふん尿処理施設等である場合は、その畜産農業者が営む経営において家畜排せつ物の適正な管理及び有効利用の観点から早急に環境整備が必要と認められること。

(b) 貸付対象施設等が飼料の生産、給与等施設等、家畜飼養管理等施設等又は

特認施設等である場合は、次の要件を満たすこと。

- i その畜産農業者が営む経営について、飼料の生産又は利用の合理化その他飼養環境の改善の緊急性が高いと認められる者であること。
 - ii 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の4第1項に基づく市町村計画を作成している市町村内で乳牛若しくは肉用牛を飼養している者又は都道府県からの申出に基づき理事長が特に認めた者であること。
- b 養畜の事業を行う法人。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人に該当する会社以外の会社にあつては、次に掲げるものに限る。
- (a) 次のすべての要件に該当するもの（以下「中小法人」という。）
 - i 資本の額又は出資の総額が3億円を超えないこと。
 - ii 常時使用する従業員の数が300人を超えないこと。
 - (b) 会社の総株主又は総出資の議決権の過半数が中小法人の要件に該当しない同一の会社の所有に属していないもの又はその3分の2以上が中小法人の要件に該当しない複数の会社の所有に属していないもの
 - c 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は畜産農業者が株主又は出資の議決権の過半数を持つ会社
 - d a又はbを含む2以上の農業者が構成する集団であつて、かつ、貸付施設等を共同利用するもの（以下「集団」という。）。ただし、農事組合法人であつて養畜の事業に係る共同利用施設の設置又は養畜に係る農作業の共同化に関する事業及びこれらに付帯する事業のみを行っているものは、集団とみなして取り扱うことができる。
- ウ 再貸付け及び再々貸付け
- 団体等は、借受団体となることができ、団体等の構成員等（一般社団法人又は一般財団法人の構成員等を除く。）又はイの(イ)の者に対し、直接又は転貸借受団体を介して、貸付施設等を再貸付けすることができる。

(2) 食肉リース

ア 貸付対象施設等の範囲

貸付対象施設等の範囲は、次のとおりとし、別表2に掲げる施設等（これらに附属する施設等を含む。）とする。

- (ア) 食肉（食肉を利用した惣菜を含む。）の加工及び販売に必要な施設等
- (イ) 畜産副産物の処理に必要な施設等
- (ウ) 食肉の処理（肉畜のと畜解体から部分肉処理加工等までをいう。以下同じ。）に必要な次に掲げるいずれかの要件を満たす施設等（以下「食肉処理等施設等」という。）
 - a 貸付施設等を新たに整備するもの
 - b BSEその他の疾病対策等衛生水準の高度化を図るためのもの
 - c 一層の合理化・需要拡大に資する新規モデル性のあるもの
 - d CO₂削減等環境対策に資するもの

イ 借受者の範囲等

(ア) アの(ア)及び(イ)の貸付対象施設等

- a 借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。
 - (a) 食肉の販売業を営む者を組合員とする事業協同組合（以下「食肉販売事業協」という。）
 - (b) 食肉販売事業協をもって組織する協同組合連合会であつて、都道府県又は

都道府県を越える区域をその地区とするもの（以下「食肉販売事業連」という。）

- (c) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は農畜産機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の過半数を所有しており、かつ、食肉の販売を営むもの
- (d) 一般社団法人日本畜産副産物協会（以下「副産物協会」という。）
- (e) 公益社団法人日本食肉市場卸売協会（以下「市場協会」という。）

b 再借受者

借受団体は、aの(a)、(b)、(d)及び(e)とし、次に掲げる者に再貸付けすることができる。

- (a) aの(a)にあつては、次に掲げるすべての要件を満たす食肉販売業者（以下「組合員」という。）とする。
 - i 食肉販売事業協の組合員であること。
 - ii 中小法人であること。
 - iii 施設等の貸付けの必要性が高く、かつ、施設等を貸し付けることにより経営の合理化又は食品の衛生管理の向上が図られると見込まれること。
- (b) aの(b)にあつては、次に掲げる者とする。
 - i 食肉販売事業協
 - ii 組合員
- (c) aの(d)及び(e)にあつては、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。
 - i 副産物協会又は市場協会の会員であること。
 - ii 中小法人であること。
 - iii 施設等の貸付けの必要性が高く、かつ、施設等を貸付けることにより経営の合理化又は食品の衛生管理の向上が図られると見込まれること。

c 再々借受者

bの(b)のiにあつては組合員とする。

(イ) アの(ウ)の貸付対象施設等

a 借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。

- (a) 都道府県の全部若しくは一部の区域をその地区とする農業協同組合連合会又は事業を実施する都道府県に従たる事務所を有する全国の区域をその地区とする農業協同組合連合会
- (b) 独立行政法人及び地方公共団体を除く法人であつて、次に掲げるいずれかの要件を満たすもの
 - i 当該食肉処理場が食肉の処理を一貫して行うもので、かつ、国又は農畜産機構の補助事業によりその施設の整備が行われていること。
 - ii 当該食肉処理場がi以外の食肉処理場である場合にあつては、管理主体である法人が次に掲げるすべての要件を満たすもの（以下「管理法人」という。）
 - (i) 中小法人であること。
 - (ii) 食肉の衛生管理の向上に必要な施設等の整備を行うものであること。
- (c) 財団法人日本食肉生産技術開発センター（平成元年8月1日に財団法人日本食肉生産技術開発センターという名称で設立された法人をいう。）

b 再借受者

aの(a)及び(c)にあつては、管理法人とする。

(3) 生乳リース

ア 貸付対象施設等の範囲

貸付対象施設等の範囲は、次のとおりとし、別表3に掲げる施設等（これらに附属する施設等を含む。）とする。いずれの貸付対象施設等も集送乳の合理化等のための施設整備・強化等を目的とするものに限る。

- (ア) ミルクタンクローリー（殺菌した生乳の輸送に対応可能なもの等を含む。）
- (イ) 貯乳冷却施設
- (ウ) オートサンブラ
- (エ) 滅菌貯乳施設（短期的な生乳の需給調整のために使用するものに限る。）
- (オ) 情報通信機器（生乳の集送乳に使用するものに限る。）
- (カ) 保冷車（牛乳の輸送に使用するものに限る。）
- (キ) 冷蔵機能付き輸送車（牛乳の輸送に使用するものに限る。）
- (ク) 宅配専用車
- (ケ) 経営管理機器
- (コ) 販売機器（自動販売機及びショーケースに限る。）

イ 借受者の範囲等

借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 農業協同組合又は農業協同組合連合会等（農業協同組合又は農業協同組合連合会が集送乳等契約を締結している中小法人であって、理事長が認めたものを含む。）
- (イ) 乳業者が直接又は間接の構成員となっている中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合、協同組合連合会若しくは企業組合又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された協業組合
- (ウ) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は農畜産機構がその法人の発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しているもの
- (エ) 一般社団法人又は一般財団法人であって、酪農の振興を目的とするもの
- (オ) 牛乳販売店が構成員となっている中小企業団体の組織に関する法律に基づき設立された商工組合
- (カ) その他牛乳の流通に関する団体であって、農畜産機構理事長が特に必要であると認めるもの

ウ 再借受者等

- (ア) イの（ア）から（エ）の直接又は間接の構成員が、当該施設の運営を直接行う場合は、これらの構成員
- (イ) イの（オ）から（カ）を構成する牛乳販売店
- (4) 1/2補助付きリース

ア 貸付対象施設等の範囲

a 貸付対象施設等の範囲は、次のとおりとし、別表4に掲げる施設等とする。

- (a) 堆肥の調整・保管施設
- (b) 堆肥の調整機械
- (c) 堆肥の散布機械
- (d) 堆肥の運搬機械

(b) から (d) までの貸付対象施設等の貸付けは、aの貸付対象施設等と一体的に貸し付ける場合に限る。

b 貸付対象施設等の貸付に当たっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）の4の規定に基づき、総事業費が5

千万円以上のものについては、費用対効果分析を行い、投資効率が1を超えるものについて行うものとする。

イ 借受者の範囲等

- (ア) 借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。
- a 農業協同組合、農業協同組合連合会又は一般社団法人若しくは一般財団法人であって、農業の振興を目的とするもの（以下(4)において「団体等」という。）
 - b 次に掲げるいずれかの要件を満たす者
 - (a) 養畜の事業を行う個人の農業者（以下(4)において「畜産農業者」という。）
 - (b) (1)のイの(イ)のbで規定する養畜の事業を行う法人
 - (c) 農業協同組合連合会若しくは農業協同組合又は畜産農業者が株主又は出資の議決権の過半数を持つ会社
 - (d) (a)又は(b)を含む2以上の農業者が構成する集団であって、かつ、貸付施設等を共同利用するもの。ただし、農事組合法人であって、養畜の事業に係る共同利用施設の設置又は養畜に係る農作業の共同化に関する事業及びこれらに付帯する事業のみを行っているものは、集団とみなして取り扱うことができる。
 - (e) 別表5に定める要件を満たす堆肥センター。
- (イ) 借受者は、貸付施設等の利用について堆肥の利用先と堆肥の調整・保管の年間延日数、堆肥の仕向量、貸付施設等の保管設置場所等に関する「堆肥保管施設整備リース事業貸付施設等利用規約」（以下「貸付施設等利用規約」という。）を締結し、貸付申請書にその写しを添付するものとする。
- (ウ) (ア)のbに掲げる者((d)の集団のうち養畜の事業を行わないものを除く。(エ)において同じ。)は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「農業環境規範」という。）に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動を実践するものとする。
- (エ) (ア)のbに掲げる者は、次に掲げるいずれかの要件を満たさなければならない。
- a 配合飼料を利用し、前年度において「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付50畜B第302号農林事務次官依命通達）に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び毎年度行われる数量契約（以下「数量契約」という。）を締結していた場合、引き続き本年度においても数量契約を締結していること。
 - b 前年度及び本年度のいずれにおいても数量契約を締結していないこと。
 - c 新たに本年度、数量契約を締結していること。
 - d 前年度に数量契約を締結していたが本年度において数量契約を締結していない場合については、配合飼料の給与を完全に中止していること。

ウ 再借受者等

借受団体は、団体等とし、団体等の構成員等（一般社団法人又は一般財団法人の構成員等を除く。）又はイの(ア)のbに掲げる者に対し、直接又は転貸借受団体を介して、貸付施設等を再貸付けすることができる。

第2 貸付期間

- 1 貸付施設等の貸付期間は、原則として、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）と同一年数とする。なお、中古機械等の貸付期間については、「中古機械・装置の貸付に関する

基準」として別に定める。

2 貸付期間は、借受者が貸付申請時に申請することにより、次のとおり短縮し、又は延長することができる。ただし、第1の2の(4)のリース事業に係る貸付期間の延長はできない。

(1) 短縮することができる期間は、法定耐用年数が10年未満の貸付施設等にあつては当該法定耐用年数の100分の70に相当する年数まで、法定耐用年数が10年以上の貸付施設等にあつては当該法定耐用年数の100分の60に相当する年数までとする。その場合、1年未満の端数があるときはその端数は切り捨てるものとする。

(2) 延長することができる期間は、法定耐用年数の100分の120に相当する年数（理事長が特に必要があると認める場合は、当該必要とする年数）までとする。その場合、1年未満の端数があるときはその端数は切り上げるものとし、その年数が20年を超える場合は20年とする。ただし、貸付前後の家畜伝染病又は激甚災害等の発生の場合、都道府県からの申出等に基づき、理事長が認めた範囲で延長することができるものとする。

(3) 複数種類の貸付施設等（動産総合保険対象施設等に限る。）を借り受けるときは、当該貸付施設等の取得価額（当該貸付施設等の取得に係る支払対価の額から消費税等の額を控除して得た額をいう。以下同じ。）の合計額を1の貸付期間から第3の4の(1)により計算された当該貸付施設等ごとの基本貸付料（年額）の合計額で除して得た年数以内の年数を当該複数種類の貸付施設等のそれぞれの貸付期間とする。

第3 貸付料

1 貸付料の徴収

機構は、直接リースにあつては、借受者から直接又は受託団体（その者から再委託を受けた団体を含む。以下同じ。）を介して貸付料を徴収する。間接リースにあつては、借受団体から貸付料を徴収する。ただし、貸付前後の家畜伝染病又は激甚災害等の発生により借受者等に深刻な影響を与えた場合、理事長は、都道府県からの申出等に基づき、リース事業に係る補助金を毀損させない範囲で貸付料の徴収の繰延又は猶予を行うことができるものとする。

2 貸付料の納入方法の選択

(1) 貸付料の納入方法は、年1回払い又は年4回払いとし、借受者又は借受団体は、貸付申請時に貸付申請ごとに貸付料の納入方法を選択するものとする。

(2) (1)により選択した貸付料の納入方法は、変更することができない。

3 貸付料の計算期間

貸付料の計算期間（以下「計算期間」という。）は、年1回払いの場合は1年（ただし、第1回の計算期間は、貸付開始の日から翌年の応当月の末日まで）、年4回払いの場合は3ヵ月（ただし、第1回の計算期間は、貸付開始の日からその3ヵ月後の月の末日まで）とする。

4 貸付料の額

計算期間ごとの貸付料の額は、基本貸付料、附加貸付料及び消費税等相当額の合計額をその基準とする。

(1) 基本貸付料は、(3)に掲げる場合を除き、貸付施設等の取得価額から譲渡価額（当該取得価額の10%に相当する額をいう。以下同じ。）を控除して得た額を当該貸付施設等に係る計算期間の数で除して得た額とする。ただし、1/2補助付きリース及び補助残リースにおいては、取得価額から補助金相当額を控除した額を取得価額とみなして計算した額とする。

(2) 附加貸付料は、(3)に掲げる場合を除き、貸付施設等の取得価額から譲渡価額及び

前の計算期間までに納入された基本貸付料の合計額を控除して得た額に、貸付契約締結時における株式会社日本政策金融公庫の利率等を参考にして理事長が定める料率（以下「基準料率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、借受者になろうとする者（機構に対し滞納している債務（過去に機構の補助付きリース事業を利用したことのある者）にあっては、当該貸付けについて補助金に係る消費税等相当額の処理を含む。）がない者に限る。）が次のいずれかの要件に該当する場合は、基準料率より低い料率とすることができる（貸付施設等が中古機械等である場合を除く。）。

ア 経営リース

- (ア) 特別対策機械（従前の畜産環境整備特別対策機械リース事業実施要領（平成17年8月30日制定）第1に定める特別対策機械に該当する施設等をいう。）を借り受けるものであること。
- (イ) 貸付申請額が1申請当たり200万円以上であって、かつ、機構のリース事業（補助付きリース事業を含む。）を利用した実績があること。
- (ウ) 畜産経営に係る認定農業者であること。
- (エ) 家畜伝染病又は自然災害等の発生により深刻な影響を受けた者であることを都道府県の申出に基づき理事長が認めた者であること。

イ 食肉リース

- (ア) 別表2の(3)で指定する衛生管理機械を借り受けるものであること。
- (イ) 過去3年度内における食肉リースの借受実績が3,000万円以上である者であること。
- (ウ) 食肉処理等施設等を借り受ける場合は、農畜産機構の出資を受けている者であること。

ウ 生乳リース

過去3年度内における生乳リースの借受実績が9,000万円以上である者であること。

エ 貸付申請の内容、施策との整合性等から判断して、負担軽減を特に図る必要があると理事長が認めた者であること。

- (3) 年1回払いの場合における第1回及び最終回の基本貸付料及び附加貸付料の額は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、第1回については(1)及び(2)により計算した額に12分の4を乗じて得た額、最終回については(1)及び(2)により計算した額に12分の8を乗じて得た額とする。
- (4) 消費税等相当額は、基本貸付料の額に消費税等の税率を乗じて得た額とする。
- (5) 第2の2の(2)のただし書による貸付期間の延長及び第3の1のただし書による貸付料の徴収の繰延又は猶予を行った場合の貸付料等（第4の譲渡代金及び第6の保険料を含む。）の徴収時期及び徴収額については、理事長が別途定める。
- (6) 借受者が補助残リースにより機構から貸付施設等を借り受けた場合には、その補助金相当額を第1回の貸付料と併せて納入するものとする。

5 貸付料の納入期限

貸付料の納入期限は、年1回払い及び年4回払いごとに次のとおりとする。

(1) 年1回払い

ア 第1回の貸付料の納入期限は、当該貸付施設等の貸付けが開始された月の末日から起算して3ヵ月後の月の末日とし、以後毎年応当月の末日を期限とする。

イ 最終回の貸付料の納入期限は、貸付開始月の応当月の末日とする。

(2) 年4回払い

第1回の貸付料の納入期限は、当該貸付施設等の貸付けが開始された月の末日から起算して2ヵ月後の月の末日とし、以後前回の納入期限の3ヵ月後の月の末日を期限

とする。

6 貸付料の納入

貸付料の納入は、機構が指定する金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

第4 貸付施設等の譲渡

- 1 貸付施設等の譲渡は、譲渡価額及びその額に対する消費税等相当額の合計額（以下「譲渡代金」という。）が機構に納入された日に、借受者に譲渡されるものとする。
- 2 譲渡代金の納入期限は、最終回の貸付料の納入期限から3ヵ月後の月の末日とする。
- 3 譲渡代金の徴収及び納入については、第3の1及び6の規定を準用する。

第5 貸付施設等に係る公租公課

1 公租公課の負担者

貸付施設等の所有権は、貸付期間終了後に当該貸付施設等が借受者に譲渡されるまでは機構にあるが、貸付施設等に係る公租公課は、賃借権に基づいて貸付施設等を占有し、使用する借受者が負担するものとする。

2 公租公課の取扱い

- (1) 固定資産税については、地方税法（昭和25年法律第226号）第383条に基づき毎年1月1日に償却資産（自動車税の対象となる自動車を除く。）が所在する市町村の長にその年の1月31日までに償却資産申告書を提出し、申告しなければならないが、貸付施設等については、地方税法第342条第3項に基づき機構と借受者との共有物とみなされるので、借受者は、連帯納税義務者として貸付施設等の所在する市町村の長に対して申告し、納税するものとする。
- (2) 不動産取得税は、不動産を取得した者に対してその取得時において都道府県が地方税法第73条の2（同法第1条第2項において準用する場合を含む。）に基づき当該不動産の評価額に対し課税するものである。貸付施設等に係る不動産取得税は、その不動産の取得者である機構に対して課税されるが、当該不動産の借受者が、納税義務者である機構に代わって納税に関する一切の処理を行う納税管理人として貸付施設等の所在する都道府県に届出し、当該税額を負担するものとする。
- (3) 自動車税については、使用者である借受者が負担するものとする。

第6 保険の取扱い

1 保険加入の義務

- (1) 借受者（生乳リースの借受者を除く。）は、貸付施設等及びその債務の履行に関し、自らの負担で機構を保険金受取人とする損害保険及び機構が別に定める保証保険を付さなければならない。
- (2) 生乳リースにおいて、構築物及び車両を貸付対象施設等とする借受者は、当該構築物及び車両に関し、自己の負担で機構を保険金受取人とする損害保険を付さなければならない。

2 保険加入の手続等

借受者が損害保険を付さなければならない貸付施設等の種類及び契約の内容、手続等並びに保証保険の契約内容、手続等については、別に定める。

3 保険料の徴収等

- (1) 損害保険料及び保証保険料の徴収及び納入については、第3の1及び6の規定を準用する。
- (2) 保険料は、貸付料等の徴収の繰延又は猶予期間中であっても借受者が負担しなけれ

ばならない。

第7 貸付施設等の維持管理等

1 維持管理の原則

- (1) 借受者は、善良なる管理者の注意をもって貸付施設等を維持管理し、使用しなければならない。
- (2) 借受者は、機構が表示させた貸付記号を、当該貸付施設等の譲渡を受けるまでの間、常に見やすい状態に保つよう努めなければならない。

2 経費の負担

貸付施設等の維持管理及び使用等のために必要な経費は、借受者が負担するものとする。

3 目的外使用、設置場所の変更、改造等の禁止

- (1) 借受者は、貸付施設等をこの事業の目的に反して使用し、転貸し、名目の如何にかかわらず担保に供し、又は譲渡してはならない。
- (2) 借受者は、貸付施設等の設置場所（自動車等にあつては、車庫の所在地。以下同じ。）を変更してはならない。
- (3) 借受者は、貸付施設等を改造してはならない。
- (4) (1)から(3)にかかわらず、借受者及びその相続人等からの申請に基づき機構がやむを得ない事情があるとして承認したときは、貸付施設等の設置場所の変更又は貸付施設等の改造を行うことができる。

第8 事故等の発生の場合の措置

1 事故等の発生 の報告と修理

貸付施設等に関し事故又は故障（以下「事故等」という。）が発生した場合は、借受者は、直ちに電話等により直接又は借受団体、転貸借受団体若しくは受託団体を通じて機構に事故等の内容及びとった措置等について報告し、修理が可能であるときは、自己の負担において修理を行うとともに、借受者は、速やかにその事故等の状況を、書面により借受団体等を経由して機構に報告するものとする。

2 事故等と貸付契約との関係

- (1) 貸付施設等が一部損傷した場合等であつて借受者が修理したときは、貸付契約は継続されるものとし、損害保険金が機構に支払われたときは、機構は、受け取った保険金を限度として借受者が修理に要した費用に充当するものとする。
- (2) 貸付施設等の隠れた瑕疵により事故等が発生し、借受者が損害を被った場合は、貸付契約は継続されるものとし、機構は、当該貸付施設等の販売業者、施工業者又は製造業者（以下「販売業者等」という。）に対する損害賠償請求権を借受者に譲渡するものとする。
- (3) 借受者の責に帰すべき事由により貸付施設等の使用が著しく困難となった場合は、貸付契約は終了する。この場合の貸付施設等の取扱いについては、3に定めるところによる。

3 借受者の責に帰すべき事由による貸付施設等の滅失等

- (1) 借受者は、その責に帰すべき事由により貸付施設等の使用が著しく困難となったときは、当該貸付施設等をその時点の精算額（第13の5の精算額をいう。ただし、機構が損害保険金の支払いを受けることができる場合は、当該額からその損害保険金額を控除して得た額とする。（2）において同じ。）で買い取らなければならない。
- (2) 借受者は、その責に帰すべき事由により貸付施設等が滅失したときは、当該貸付施設等に係るその時点の精算額に相当する額を補償金として機構に支払わなければならない。

ない。

4 災害等の場合の貸付料等の免除

著しく大規模な災害等によって貸付施設等が滅失又は使用不能となった場合において、借受者及び周辺地域の被災の状況から借受者の経営の再建が著しく困難であると認めるときは、別に定めるところにより特別の措置として被災時点以降の貸付料等の免除を行うことができる。

第9 貸付けの申請

1 貸付施設等の選定

この事業により貸付施設等の貸付けを機構に申請するときは、借受者となろうとする者は、価格競争原理を導入する等して自己の責任において自己の経営に最も適する貸付施設等を選定するよう努めるものとする。また、必要に応じて、都道府県、市町村、農業協同組合、畜産環境アドバイザー等の指導を受けるものとする。

2 貸付けの申請

- (1) 貸付けの申請は、直接リースは別紙様式の1により、間接リースは別紙様式の2により行うものとする。
- (2) 直接リースにあつては、貸付申請者は、必要な書面等を添付し、原則として受託団体を経て申請を行うものとする。
- (3) 間接リースにあつては、貸付申請者は、必要な書面等を添付して、借受団体又は転貸借受団体を経て申請を行うものとする。
- (4) 都道府県畜産主務課長は、特認施設等及び第3の4の(2)のアの(エ)の適用に係る貸付けについては、その必要性についての意見を貸付申請書に添付して、機構に進達するものとする。

3 貸付申請書の添付書類等

- (1) 法人が貸付施設等の貸付けを受けようとする場合は、会社にあつては、借受者に該当することを証する書面を添付しなければならない。
- (2) 経営リース及び1/2補助付きリースにあつては、集団が貸付施設等の貸付けを受けようとする場合（農事組合法人が集団として申請する場合を含む。）は、構成員の畜産経営がそれぞれ飼養管理している家畜、家きん及びその飼養頭羽数を記載した書面及び構成員による共同利用契約書の写しを添付しなければならない。なお、共同利用契約書には、次の事項を記載して、構成員全員が記名押印しなければならない。
 - ア 名称及び所在地
 - イ 構成員及び代表者の住所及び氏名
 - ウ 貸付施設等の名称、型式、設置場所及び責任者
 - エ 共同利用の方法及び計画
 - オ 貸付料等の負担方法
 - カ その他必要な事項
- (3) 貸付申請書には、貸付施設等に係る見積書、カタログ及び設計図面を添付しなければならない。なお、当該設計図面については、原本証明をしなければならない。
- (4) 第2の2に基づき貸付施設等について貸付期間の短縮又は延長を申請しようとする場合は、申請する貸付期間及び短縮又は延長の理由等を記した申請書を添付しなければならない。
- (5) 1/2補助付きリースにあつては、貸付申請者（農業協同組合連合会及び農業協同組合を除く。）が、第1の2の(4)のイの(エ)の要件に該当することを証するため、「配合飼料価格安定制度加入に関する申告書」を添付しなければならない。ただし、養畜の事業を行わない者は、添付する必要がない。

(6) 1/2補助付きリースにあっては、借受者が第12の2に定める消費税等相当額を機構に返還すること等を確約した書面（別紙様式の3）を添付しなければならない。

4 貸付申請書の作成及び提出

(1) 貸付申請者は、原則として、借受団体又は受託団体を經由して、機構に貸付申請書を提出するものとする。

(2) 貸付申請書を提出するときに既に納入されている貸付施設等は、貸付申請の対象としてはならない。

(3) 貸付申請者は、緊急に貸付施設等の貸付けを受けようとする場合には、直接又は借受団体若しくは受託団体を介してあらかじめ機構に申し出るものとする。

5 都道府県畜産主務課長の意見

都道府県畜産主務課長は、貸付申請者から特認施設等及び第3の4の(2)のアの(エ)の適用に係る貸付申請書が提出されたときは、当該事項に関する意見を付して機構に送付するものとする。

6 貸付申請書の提出期限

貸付申請書は、別に通知した場合を除き、いつでも提出することができる。

第10 貸付けの決定と契約の締結等

1 貸付けの決定

機構は、貸付申請書の内容を審査し、貸付施設等の貸付けの諾否を決定したときは、速やかに、貸付申請者にその旨の通知書を、貸付申請者が属する都道府県畜産主務課及び受託団体に当該通知書の写しを送付するものとする。なお、貸付申請者は、貸付決定後においては貸付申請書の内容を変更できないものとする。

2 貸付契約の締結

(1) 機構は、貸付決定後、貸付申請者と次の事項について定めた貸付契約を締結するものとする。

ア 貸付施設等の設置場所、型式及び取得価額

イ 貸付料の額及び納入の方法

ウ 貸付期間

エ 公租公課

オ 損害保険及び保証保険

カ 貸付施設等の管理

キ 貸付施設等の譲渡

ク 貸付施設等の滅失・毀損

ケ その他必要な事項

(2) 機構は、貸付施設等の検収（第11の2の(1)の検収をいう。以下同じ。）が終了した時点において、貸付開始日、貸付終了日及び貸付料の納入期限等を確定し、貸付契約書1部を貸付申請者に送付するものとする。

(3) 貸付契約の締結日は、貸付決定の日と同一の日付とし、貸付開始日は、貸付施設等の検収が終了した日（道路運送車両法（昭和26年法律185号）の規定に基づき登録を要する自動車にあっては、自動車検査・登録日）とする。

(4) 貸付終了日は、貸付施設等ごとに譲渡代金が納入された日とする。

3 保証措置

貸付契約の締結に当たって機構が必要と認めるときは、貸付申請者に対しその債務の履行を確保するために必要な保証措置を求めることができるものとする。

4 貸付施設等の購入及び売買契約の締結

(1) 機構は、貸付決定後、別に定める購入手続により貸付施設等を購入するものとする。

(2) 機構は、(1)により貸付施設等を購入するに当たっては、別に定める売買契約書により当該貸付施設等の販売業者等と売買契約を締結するものとする。

5 検収前の危険負担

貸付契約の締結後貸付施設等の貸付けが開始されるまでの危険は、借受者及び販売業者等が負担し、両者の間で解決するものとする。

6 再貸付料

借受団体又は転貸借受団体が借受者から徴収する再貸付料は、機構が借受団体から徴収する貸付料の額を超えてはならない。

第11 貸付施設等の検収

1 検収の委託

(1) 第10の4の売買契約に基づき機構が貸付施設等を取得する場合における貸付施設等の検収は、受託団体若しくは借受団体又は借受者に委託して行うものとする。

(2) (1)により検収の委託を受けた者（以下「検収者」という。）がその業務を再委託しようとする場合には、あらかじめ機構の承認を得なければならない。

2 検収の実施

(1) 検収者（その者から再委託された者を含む。）は、機構が別に定める検収の方法（以下「検収の方法」という。）により貸付施設等を検収しなければならない。

(2) 検収者が(1)の検収の方法に違反した場合には、機構は、検収者に対し損害賠償の請求その他必要な措置をとるものとする。

第12 消費税等納付申告に係る消費税等相当額の取扱

1 補助付きリースにおける補助金に係る消費税相当額の返還義務

補助付きのリースにおいては、消費税の納税に関し簡易課税制度を選択していない借受者は、貸付開始日の属する年（年度）の消費税の申告に際し、課税売上に係る消費税等相当額から課税仕入に係る消費税等相当額を控除する計算において計上した補助金に係る消費税等相当額を機構に返還しなければならない。

2 消費税等相当額の返還の手続

(1) 機構は、借受者に対し、貸付契約書の送付と同時に、返還を要する金額を通知するとともに、消費税等課税に関する申告書（別紙様式の4）の用紙を送付する。

(2) 借受者は、免税事業者であるか納税義務者で簡易課税を選択している場合は、(1)で送付した消費税等課税に関する申告書に必要な証明書類を添付して、貸付開始のときまでに機構に提出するものとする。この申告書は、借受者の選択により貸付施設等の検収の際に検収実施者に封筒に密封して封印をした上で提出してもよいものとする。

(3) 機構は、借受者から(2)の申告書の提出がなかった場合又はその内容が適正ではないと判断した場合には、第1回の貸付料の請求と併せて消費税等相当額返還金の支払いを請求する。

(4) 返還金の納入は、第3の6の規定を準用する。

(5) 機構は、納入された金額が(3)により請求した金額に満たないときは、貸付料の徴収を優先する。

第13 貸付契約の変更及び解約

1 貸付契約は、機構、借受団体等及び借受者が合意する場合は、この要領及びこの要領に基づき定められた規定等に反しない範囲で変更することができる。

2 借受者又は借受団体は、貸付契約を解約することはできない。ただし、機構がやむを

得ないと認めた場合は、機構が提示する条件を了承のうえ解約することができるものとする。

- 3 機構は、借受者又は借受団体がこの実施要領又は貸付契約に違反したときは、貸付契約を解約することができる。この場合、当該借受者又は借受団体は、機構が提示する条件に従わなければならない。
- 4 機構は、借受者が倒産、銀行取引停止等の状態に至ったときは、貸付契約を解約することができる。この場合において、機構が必要と認め、借受者に対し請求したときは、当該借受者は、当該貸付施設等を5の精算額で買い取らなければならない。機構は、買取りを請求しても償えない損害があるときは、併せて損害賠償の請求その他必要な措置をとることができる。
- 5 精算額は、当該精算額を算定しなければならない事由が発生した時点における貸付施設等の残存基本貸付料等(基本貸付料の支払残額と譲渡価額の合計額をいう。以下同じ。)と当該年度に納入すべき附加貸付料のうち精算額を納入する日までの日数に係る附加貸付料相当額及び残存基本貸付料等に係る消費税等相当額との合計額(1/2補助付きリース及び平成23年4月1日改正前の第1の2の(5)のリース事業(以下、「旧1/3補助付きリース事業」という。))にあっては、機構が別に定める額)とする。この場合、附加貸付料相当額とは、基本貸付料の支払残額に第3の4の(2)に定める利率を乗じて得た額を1年間の日数で除して得た額に過去において最も近い貸付料の納入期限(第1回の貸付料の納入期限以前の場合は、貸付開始日)から精算額を納入する日までの日数を乗じて得た額をいう。
- 6 2及び3の機構が提示する条件に係る額並びに精算額の納入期限は、機構が納入についての通知を発送した日から起算して20日目とする。

第14 売買契約違反等に対する措置

- 1 機構は、売買契約を締結した販売業者等がこの実施要領又は売買契約書の各条項に違反したときは、売買契約の解約、損害賠償の請求、その他必要な措置の全部又は一部をとるものとする。
- 2 借受者若しくは借受団体又は販売業者等が機構に対する債務の履行を怠ったときは、機構は、当該債務について、期限(損害賠償請求に関しては損害の事実が発生した日)の翌日から履行の日までの日数に応じ、年14.6%の利率により算定した違約金を徴収するものとする。ただし、借受者又は借受団体の申出に基づき、理事長がやむを得ない事由と認めた場合は、違約金を免除又は減額することができるものとする。

第15 業務の委託等

- 1 機構は、業務の全部又は一部を別に定める委託要領により農業協同組合、農業協同組合連合会又は農業の振興を目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人その他理事長が適当と認める団体又は法人に委託することができるものとする。
- 2 受託団体は、この事業の実施に関し必要があると認めるときは、業務の一部を理事長が承認した者に委託することができる。
- 3 機構は、委託に係る業務に関し、予算の範囲において委託費を交付することができる。

第16 雑則

- 1 帳簿の備付け
(1) 借受者並びに借受団体及び転貸借受団体は、貸付施設等についての帳簿を備え、当該貸付施設等の維持管理及び使用状況につき必要な事項を記帳し、貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(2) 借受者並びに借受団体及び転貸借受団体は、公租公課、貸付料等の領収書等、貸付決定通知書、契約書等の関係書類を貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(3) 受託団体は、委託業務に係る関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、貸付施設等ごとに貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間とする。

2 貸付施設等の検査及び報告

機構は、必要があると認めるときは、借受者又は借受団体、転貸借受団体若しくは受託団体に対し、貸付施設等の維持管理、使用状況等について報告を求め、又は検査を行うことができる。この場合、借受者又は借受団体、転貸借受団体若しくは受託団体は、検査に応じ、検査に立ち会い、書類、帳簿等の整備、提出等、検査が円滑に行われるように協力しなければならない。

3 経費の支援

この実施要領に基づく借受者等の貸付料の支払い等の経費の負担について、その他の者が助成することは妨げない。

附 則（平成22年5月28日22農畜機第1007号承認）

1 この要領は、次の各号の区分により、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1の1の(1)のイ及びウの事業に係る規定を除く部分については、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(2) 第1の1の(1)のイ及びウの事業に係る規定については、実施要綱の制定時の附則第1項の規定により同要綱第2の2の(2)及び(3)の事業に係る規定が施行される日から施行し、同規定が適用される日から適用する。

2 この要領の制定に伴い、畜産環境整備リース事業実施要領（直接）（平成17年8月30日制定）、畜産環境整備リース事業実施要領（間接）（平成17年8月30日制定）、食肉販売等合理化施設整備リース事業（平成16年3月22日制定）、生乳流通効率化支援リース事業（平成15年12月4日制定）、たい肥調整・保管施設リース事業（直接）（平成20年8月1日制定）、たい肥調整・保管施設リース事業（間接）（平成20年8月1日制定）、畜産経営生産性向上支援リース事業（直接）（平成20年6月4日制定）、畜産経営生産性向上支援リース事業（間接）（平成20年6月4日制定）、畜産環境整備特別対策機械リース事業実施要領（直接）（平成17年8月30日制定）、畜産環境整備特別対策機械リース事業実施要領（間接）（平成17年8月30日制定）及び畜産高度化支援リース事業実施要領（うち追加対策分）（平成22年4月30日環機第383号）（以下「リース要領」と総称する。）は廃止する。

3 前項の規定による廃止前のリース要領の規定に基づく補助、貸付及び貸付に係る業務については、本事業による補助、貸付及び貸付に係る業務とみなす。

4 第2項の規定にかかわらず、廃止前の食肉販売等合理化施設整備リース事業実施要領及び生乳流通効率化支援リース事業実施要領に基づいて廃止の日の前日までに行われた貸付の取扱いについては、第1項第2号に定める施行の日の前日までは廃止前の食肉販売等合理化施設整備リース事業実施要領又は生乳流通効率化支援リース事業実施要領の規定を適用し、その施行の日からは前項の例による。

5 この実施要領第1の2の(5)のアの(エ)の規程のうち宮崎県に係るものについては、平成22年12月31日をもって失効し、宮崎県に係るもの以外のものについては、平成22年10月31日をもって失効するものとする。

附 則（平成22年6月25日22農畜機第1381号承認）

この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行する。

附 則（平成22年8月31日22農畜機第2341号承認）

この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行する。

附 則（平成22年9月22日22農畜機第2655号承認）

この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、次の各号に掲げる日から適用する。

（1）第9の3の改正及び別紙様式の3を加える改正 平成22年10月1日

（2）第12の2の改正及び別紙様式の4を加える改正 平成23年1月1日

附 則（平成22年10月22日22農畜機第3075号承認）

この要領の改正は、附則の5を除き独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則（平成23年3月30日22農畜機第5216号承認）

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要領の改正前に改正前の要領に基づいて実施した旧1／3補助付きリースについては、引き続きこの要領を適用する。

附 則（平成23年12月28日23農畜機第4038号承認）

1 東日本大震災によって貸し付けた施設等の使用が著しく困難となった場合又は貸し付けた施設等が滅失した場合であって、末端借受者が当該地震の被災者（東日本大震災の被災者として理事長が指定する者をいう。）であるときは、実施要領第8の4のただし書の規定にかかわらず、当該時点までの貸付料の納付を免除することができるものとする。

2 この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認があった日から施行する。

附 則（平成25年3月25日24農畜機第5234号承認）

この改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日（以下「承認日」という。）から施行し、次の各号に定める日又は申請から適用する。

（1）第1の改正規定

平成25年4月1日から適用する。

（2）第12の2の改正規定

平成25年4月1日以降に貸付を開始する貸付契約から適用する。ただし、貸付申請日が承認日の前日以前である場合は、なお従前の例による。

（3）前各号に掲げる改正以外の改正規定

承認日から適用する。

附 則（平成26年3月24日25農畜機第5441号承認）

1 この改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

2 第3の4の（2）のエについては、平成26年2月1日から適用する。

附 則（平成26年9月30日26農畜機第2917号承認）

この実施要領の一部改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から

施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年4月10日27農畜機第202号承認）

この実施要領の一部改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行する。ただし、中古機械等については、「中古機械・装置の貸付に関する基準」を制定した日から適用する。

貸付施設等及びその貸付期間
経営リース

(1) 家畜ふん尿処理施設等

項 目	品 目	貸付期間 (年)
ふん尿処理施設	たい肥舎、たい肥舎(屋根掛け)、乾燥舎、発酵舎、たい肥置き場、貯留槽、浄化槽、副資材置き場(主としてコンクリート製のもの)	17
	発酵舎、たい肥置き場、副資材置き場(主として金属製のもの)	14
	貯留槽、浄化槽(主としてFRP製のもの)	8
	ふん尿処理施設用屋根(主として金属のもの)	14
	ふん尿処理施設用屋根(主として木製のもの)	5
ふん尿処理機械・装置	発酵機(装置)、攪拌乾燥機(装置)、火力乾燥機、送風機(装置)、換気扇、ふん尿焼却炉、鶏ふんボイラー、固液分離機、汚水攪拌機、ばっ気装置、浄化装置	7
運搬用機具	フロントローダー、フォークリフト、コンベアー、トレーラー、動力運搬車、搬送装置、パネルボックス、トラクター、ショベルローダー	7
	トラック	5
	ダンプカー、軽自動車	4
散布機	マニアスプレッダー、バキュームカー(けん引式のもの)、尿ポンプ、ブロードキャスト、レインガン	7
作業用機械	バークリーナー、ピットクリーナー、スクレッパー、集ふん機、集ふん車、袋詰機、袋詰装置、粉碎機、成型圧縮機	7
悪臭防止用機械・装置	換気装置、換気扇、脱臭装置	7

(2) 飼料の生産、給与等施設等

項 目	品 目	貸付期間 (年)
飼料貯蔵用施設	飼料貯蔵施設(主としてコンクリート製のもの)	17
	飼料貯蔵施設(主として金属製のもの)	14
	飼料貯蔵施設(主としてFRP製のもの)	8
	飼料貯蔵用施設用屋根(主として金属製のもの)	14
	飼料貯蔵用施設用屋根(主として木製のもの)	5
飼料作物生産・ 調整用機械	ハーベスター、モア、カッター、レーキ、ヘーベラー、ロールベ ーラー、テッダー、ヘーメーカー、ロータリー、ブローアー、デスト リビューター、アンローダー、ベールグラブ、ラッピングマシン、栽 培管理用機械	7
飼料調整用機械	飼料混合機、飼料攪拌機、給餌装置	7
運搬用機械	トラクター、動力運搬車、フロントローダー、ショベルローダー、コ ンペアー、トレーラー、ファームワゴン、ホイスト	7
	トラック	5
	ダンプカー、軽自動車	4

(3) 家畜飼養管理等施設等

項 目	品 目	貸付期間 (年)
家畜管理機械・ 装置	カーフハッチ、飲水機、給水装置、管理柵、搾乳装置、バルクク ーラー、牛床マット、スタンション、噴霧機(装置)、洗浄機(装 置)、消毒機、ボイラー、暖房装置、秤量機、発情発見機、搾乳 ユニット自動搬送装置、集卵装置、汚卵洗浄機、エコフィード給 餌システム	7

注 1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1、第2から引用したものである。

2 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき別途定めるものとする。

食肉リース

(1) 食肉の加工、販売及び畜産副産物の処理に必要な施設等

項 目	品 目	貸付期間 (年)
保管用機械・装置	冷凍冷蔵庫(冷凍機一体型)、ストッカー、冷凍冷蔵ショーケース(冷凍機一体型)	6
	非冷ショーケース、食肉保管用棚(陳列棚)	8
	冷凍冷蔵庫(冷凍機外付型)冷凍冷蔵ショーケース(冷凍機外付型)冷蔵冷凍装置、冷凍機、冷却機、冷却装置	9
食肉調製用機械	包装機、ラベラー、ミートスライサー、バンドソー、カッター、チョッパー、ミートテンダー、シュリンカー、ミートホルダー、自動切断機、タンブラー、冷却槽、内臓処理機、残毛処理機	9
惣菜用機械	串刺機、ボイル機、串焼機、水煮槽、充填機、フライヤー、整形粉着機、成形機、塩漬機、ロースター、オープン、蒸し器、燻煙機、食油濾過機、糸巻機、熟成庫、蒸気釜、レンジ、全自動調理機	9
車両	冷蔵・冷凍車(軽)、保冷車(軽)	4
	冷蔵・冷凍車、保冷車、冷蔵・冷凍車(車台)、冷蔵・冷凍車(コンテナ)、牛枝肉懸垂車	5
計量用機械	自動計量機	5
経営管理用機械	コンピュータ	4
	レジスター、プリンター、ハンディターミナル	5
汚水処理用機械・装置	ばっ気装置、脱臭装置(小型)、脱臭装置(大型)、浄化装置、汚泥脱水機、汚泥乾燥機	7
	貯留槽(FRP)、浄化槽(FRP)	10
その他	ショベルローダー	7
	室内運搬機	4
	シンク、作業台	5
	作業場用空調機	6
	解凍庫、金属検出機、コンプレッサー、洗浄機、殺菌装置、室内衛生管理機器、ミキサー、梱包機、自動切断鋸、ナイフ研磨機、解凍機、急速冷凍解凍機、乾燥機、解凍装置、コンベアー、ボイラー、除湿装置、製氷機、枝肉搬送レール装置	9

(2) 食肉処理等施設等

項 目	品 目	貸付期間 (年)
保管用機械・装置	冷凍冷蔵庫(冷凍機一体型)、ストッカー、冷凍冷蔵ショーケース(冷凍機一体型)	6
	非冷ショーケース、食肉保管用棚(陳列棚)	8
	冷凍冷蔵庫(冷凍機外付型)冷凍冷蔵ショーケース(冷凍機外付型)冷蔵冷凍装置、冷凍機、冷却機、冷却装置	9
食肉調製用機械	包装機、ラベラー、ミートスライサー、バンドソー、カッター、チョッパー、ミートテンダー、シュリンカー、ミートホルダー、自動切断機、タンブラー、冷却槽、内臓処理機、残毛処理機	9
惣菜用機械	串刺機、ポイル機、串焼機、水煮槽、充填機、フライヤー、整形粉着機、成形機、塩漬機、ロースター、オーブン、蒸し器、燻煙機、食油濾過機、糸巻機、熟成庫、蒸気釜、レンジ、全自動調理機	9
車両	冷蔵・冷凍車(軽)、保冷車(軽)	4
	冷蔵・冷凍車、保冷車、冷蔵・冷凍車(車台)、冷蔵・冷凍車(コンテナ)、牛枝肉懸垂車	5
計量用機械	自動計量機	5
経営管理用機械	コンピュータ	4
	レジスター、プリンター、ハンディターミナル	5
と畜処理用機械	中軀等切断機、除骨機、脱骨機、皮剥ぎ機、背割機、枝肉搬送レール装置、枝肉自動計量機、衛生管理設備、生体追込機、生体計量機、生体洗浄機、ノッキングペン、ランディングマシン、スタンピングガン、殴打式スタンピングガン、生体保体装置、腹乗せコンベアー、失神装置、不動体化機械、脊髄吸引装置、脊髄除去刃装置、頭蓋破碎機、スクリュウコンベアー、放血処理機、ナイフ消毒槽、昇降作業台、食道結紮機、ホーンカッター、電動胸割機、消毒槽、デハイダー、吊り替え機、肛門結紮機、電気刺激機、脱毛機、飽和蒸気機、水切機、スチームバキューム機、解体処理コンベアー、副生物搬送機、副生物切開機、ポイル装置、副生物冷却用製氷機	10
汚水処理用機械・装置	ばっ気装置、脱臭装置(小型)、脱臭装置(大型)、浄化装置、汚泥脱水機、汚泥乾燥機	7
	貯留槽(FRP)、浄化槽(FRP)	10
その他	ショベルローダー	7
	室内運搬機	4
	シンク、作業台	5
	作業場用空調機	6
	解凍庫、金属検出機、コンプレッサー、洗浄機、殺菌装置、室内衛生管理機器、ミキサー、梱包機、自動切断鋸、ナイフ研磨機、解凍機、急速冷凍解凍機、乾燥機、解凍装置、コンベアー、ボイラー、除湿装置、製氷機、枝肉搬送レール装置	9

注 1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1、第2から引用したものである。

2 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき別途定めるものとする。

(3) 第3の4の(2)のイの(ア)により指定する衛生管理機械

冷蔵・冷凍車

冷蔵・冷凍車(軽)

冷蔵・冷凍車(車台)

冷蔵・冷凍車(コンテナ)

洗浄機

室内衛生管理機器

内臓処理機

残毛処理機

生乳リース

項 目	品 目	貸付期間 (年)
ミルクタンクローリー及びミルクタンクコンテナ等	ミルクタンクローリー（車台、タンク、メータ）	5
	ミルクタンクトレーラー（ヘッド）	4
	ミルクタンクトレーラー（車台、タンク、メータ）	5
	ミルクタンクコンテナ	7
	ソフトタンク（タンク）	3
	ソフトタンク（洗浄装置）	15
貯乳冷却施設	建物	20
	構築物（さく井工、汚水処理施設）	15
	構築物施設に係る舗装工事	10
	機械器具	9
	汚水処理施設の機械器具	7
オートサンブラ		5
滅菌貯乳施設	建物	20
	構築物	10
	機械器具	9
情報通信機器		5
保冷車		5
冷蔵機能付輸送車		5
宅配専用車		3
経営管理機器		6
販売機器	自動販売機、冷凍ショーケース	6

注 1 ミルクタンクローリー、ミルクコンテナ等及び貯乳冷却施設については、生乳流通の広域化等に対応し、指定生乳生産者団体の集送乳合理化計画に沿ったものである場合に限る。

2 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1、第2から引用したものである。

3 本表に記載のない貸付施設がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき別途定めるものとする。

1 / 2 補助付きリース

項 目	品 目	貸付期間 (年)
堆肥の調整・保管施設	堆肥置き場（主としてコンクリート製のもの）	17
	堆肥置き場（主として金属製のもの）	14
堆肥の調整機械	発酵機（装置）	7
	ショベルローダー	7
堆肥の散布機械	マニアスプレッター	7
堆肥の運搬機械	ダンプカー	4
	トラック	5

- 注 1 堆肥の調整・保管施設は、発酵が進んでいるか、若しくは終了しているたい肥を搬入するためのものであること。
- 2 堆肥の調整機械、堆肥の散布機械及び堆肥の運搬機械は、堆肥の調整・保管施設で取り扱う堆肥の調整、散布及び運搬に使用するものであること。
- 3 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1、第2から引用したものである。
- 4 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき別途定めるものとする。

飼料生産組織にあつては1、堆肥センターにあつては2の要件を満たす者とする。

1 飼料生産組織にあつては、次の要件を満たすものとする。。

a 次の（a）から（j）までのいずれかの組織形態の飼料生産組織であること。

- （a）農業協同組合
- （b）農業協同組合連合会
- （c）公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- （d）土地改良区
- （e）農事組合法人（農業協同組合法第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。）
- （f）株式会社（農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体、機構若しくは畜産業を営む農家が保有する株式の合計が、当該株式会社の議決権のある株式の総数の過半数であるもの、又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下この項に同じ。）となっているものに限る。）
- （g）合同、合名又は合資会社（農業（畜産業を含む。以下この項に同じ。）を営む個人が社員となっている会社であつて、農業を主たる事業として営んでおり、かつ、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半を占めるもの、又は農業生産法人となっているものに限る。）
- （h）特定農業団体（農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する団体をいう。）
- （i）3戸以上の農業を営む個人が構成員となっている団体であつて、次のiからiiiまでのすべての要件に適合するもの
 - i 農業を営む個人が直接の主たる構成員であること
 - ii 当該団体の規約が次に掲げる事項のすべてに該当していること
 - （i）共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性向上に資する旨の目的が規定に盛り込まれていること
 - （ii）代表者の代表権の範囲並びに代表者の選任の手續を明らかにしていること
 - （iii）意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと
 - （iv）共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと
 - （v）収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること
 - iii 平成27年度末までに（e）から（h）までの法人となることが総会の議決等により確実と見込まれる組織であること
- （j）上記に掲げる以外の法人のうち、次のi及びiiの要件に適合するもの
 - i 自給飼料の生産を従たる事業として営むコントラクターであり、直近3年以上の活動実績があること
 - ii 飼料の生産を委託する畜産農家と当該コントラクターの間で、長期（3年以上）の受委託に関する協定を締結すること

b 次の（a）及び（b）のいずれかに該当する飼料生産組織であること。

- （a）飼料生産組織は、導入した機械装置を用いた作業の受託面積（自ら飼料を生産している組織にあつては飼料生産作業面積を含む。以下同じ。）を、目標年度（事業実施年度から3年度目。以下同じ。）までに、平成25年度又は過去3カ年の平均の実測値（現状値）より、北海道では20ha以上、都府県では10ha以上拡大すること。なお、新規組織については、受託面積を、目標年度までに、北海道で

は20ha以上、都府県では10ha以上とすること

(b) 飼料生産組織は、導入した機械装置を用いた収穫量の向上等の取組により、目標年度までに、過去3カ年の平均の実測値（現状値）より、収穫量（TDNベース）を概ね10%以上増加させること（※新規組織は対象外）

(c) その他飼料生産組織等の経営の高度化に資するものとして、都道府県知事が(b)に掲げるものと同等以上の効果を有すると判断し、機構が適当と認めたもの

- 2 堆肥センターにあつては、次のaからkまでのいずれかの組織形態であること。
ただし、農業者が組織する組織の場合は、農業者が3戸以上で構成されるものとする。
- a 農業協同組合連合会
 - b 農業協同組合
 - c 公社（地方公共団体が出資している法人をいう）
 - d 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
 - e 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）
 - f その他農業者の組織する団体（代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、堆肥センターにあつては、団体を構成する農業者に養畜の事業を行う者が含まれるものとする。）
 - g PFI事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて選定された民間事業者）
 - h 地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農林漁業者が組織する団体が参加する共同事業体
 - i 第3セクター（国又は地方公共団体と民間企業との共同出資によって設立した法人）
 - j 消費生活協同組合（消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に基づいて設立された法人）
 - k その他都道府県知事が畜産経営に係る環境対策に資するものと判断し、環境機構が適当と認めたもの

畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書
（〇〇〇リース）

一般財団法人 畜産環境整備機構 理事長 殿

貸付申請者（〒）住所又は所在地

ふりがな
名 称

ふりがな
氏名等

電話番号

印

この度、下記2に記載した貸付施設等の貸付けを受けたく、畜産高度化支援リース事業実施要領（以下「実施要領」という。）第9の2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、貸付申請に当たり、下記3の事項については、これを誓約します。

記

1 貸付申請者の状況等

2 貸付申請施設等

（補助付リース事業にあつては、事業効果について記述のこと。）

3 誓約事項

- （1）貸付決定の上は、実施要領、貸付契約書の諸条項及び貸付決定通知書の記載事項を遵守します。
- （2）貸付施設等を借り受けるに当たり、貸付契約の締結時に、「リース事業保証保険」に加入する必要がある場合、機構にその手続きを委任します。
- （3）今後の貸付決定通知書等文書の受領、貸付料等金銭の納入等に係る諸手続きについては、すべて受託団体を通じて行います。

（注）貸付申請書の記載は、各リース事業ごとに次に掲げる様式とする。

- 1 経営リース 様式1号の1（個人用）を準用
2（法人、集団用）を準用
- 2 食肉リース 様式2号
- 3 生乳リース 様式3号
- 4 1／2補助付きリース 様式1号の1（個人用）
2（法人、集団用）

様式1号の1

経営リース（個人用）

1 貸付申請者の状況等

氏名 ・ 年齢		(歳)		
後継者の有無		有 (申請者との関係)、 無		
経営継続の確認				
農協等への加入時期		大 ・ 昭 ・ 平 年 月		
労働力 (従業員数)		人 (家族労働 人、雇用労働 人)		
農業経営	家畜家きん等の種類	申請時 (頭、羽)	前年度 (頭、羽)	前々年度 (頭、羽)
	田畑等の面積	田 ha、畑	ha、草地	ha
項 目		直近年度 (千円)	○年度 (千円)	○年度 (千円)
直近の経営状況	収入金額①			
	経費②			
	差引金額③=①-②			
	繰戻額等④			
	繰入額等⑤			
	青色申告控除額⑥			
	所得額⑦=③+④-⑤-⑥			
	長期借入金等の額⑧			
	負債等の割合⑨=⑧÷①		%	

注1 経営継続の確認は、年齢が60歳以上の者で後継者がいない場合のみ、貸付期間中畜産経営を継続する旨を記述すること。

2 加入時期は、リースを申請する窓口である団体（農協、飼料基金等）に加入した年月とすること。

3 家畜家きん等の種類欄は、乳牛、肉牛（黒毛、F1、乳用種等）、繁殖豚、肥育豚、卵鶏及び肉鶏等を記載する。頭羽数は、種類ごとにできるだけ詳しく記入する（乳牛の例：育成牛、子牛、未経産牛など）。また、預託の場合は、（ ）書きで内数の頭数を記入すること。

4 直近の経営状況については、所得税青色申告決算書（損益計算書（収入金額の内訳等を含む。）、貸借対照）の他に、所得税の確定申告書B（第一表及び第二表）を添付のこと。

5 取得額（消費税込み）が3千万円以上の場合は、直近5年の経営状況を記載のこと。

6 長期借入金等の額は、貸借対照表の固定負債の総額と純資産額の繰越損金等額との合計とする（以下同じ。）。

2 貸付申請施設等

貸付対象施設等名					合 計
①本体価額		, 000 円	, 000 円	, 000 円	, 000 円
消費税額		円	円	円	円
合 計		円	円	円	円
②補助金額		, 000 円	, 000 円	, 000 円	, 000 円
③取得価額(①－②)		円	円	円	円
備考欄(台数が複数の場合は明細)					
販売業者等	名称				
	電話				
銘柄又は製造業者等					
型式・面積・容積					
新品・中古の区分		新品・中古	新品・中古	新品・中古	
製造年(中古のみ記入)					
施設等設置場所 (車両の保管場所)					
車両登録の有無		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
貸付期間の短縮又は延長(理由)		年→ 年	年→ 年	年→ 年	
貸付対象施設等の利用方法(用途)					
附加貸付料率低減の申請					
私は、実施要領第3の4の(2)に定める要件に該当するので、基準料率より低減した附加貸付料率の適用をお願いします。 実施要領第3の4の(2)の〇〇〇〇に該当					
貸付料の納入方法(□に✓して下さい) □年1回払い □年4回払い					

注 1 ②の補助金額は消費税抜きで1,000円未満切り捨てとする。

2 基準料率より低い附加貸付料の料率の適用申請者が認定農業者である場合は、認定書面の写を添付すること。

3 新品・中古の区分の欄は、該当するいずれかに○印を付すこと。

4 添付書類

(1) 見積書、カタログ及び図面(図面については原本証明を行ったもの)等

(2) 中古機械等にあつては、「中古機械・装置の貸付に関する基準」に基づき必要となる書面

(3) 「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」に基づき必要となる書面

(4) 共同利用の施設等にあつては、共同利用契約書

(5) 複合経営である場合は、他の経営の収入等の明細等

1 / 2 補助付きリースにあつては、上記の他に

- ①貸付施設等利用規約
- ②見積合わせ結果表
- ③農業環境規範に基づく点検シート
- ④配合飼料価格安定制度に係る申告書
- ⑤消費税等納付申告に係る消費税等相当額の取扱に係る確約書

様式1号の2

経営リース（法人・集団用）

1 貸付申請者の状況等

法人名・集団名				
農協等への加入時期		大・昭・平 年 月		
労働力（従業員数）		人（家族労働 人、雇用労働 人）		
資本金（出資金）及び構成内訳		総額 千円		
		出資者名、金額 千円、出資者名、金額 千円		
		出資者名、金額 千円、出資者名、金額 千円		
農業経営	家畜家きん等の種類	申請時（頭、羽）	前年度（頭、羽）	前々年度（頭、羽）
	田畑等の面積	田 ha、畑 ha、草地 ha		
項 目		直近年度（千円）	○年度（千円）	○年度（千円）
直近の経営状況	売上高①			
	売上原価②			
	販売費及び一般管理費③			
	営業損益④=①-②-③			
	営業外損益⑤			
	経常利益⑥=④+⑤			
	特別利益及び損失⑦			
	法人税等⑧			
	当期損益⑨=⑥+⑦-⑧			
	利益剰余金等の額⑩			
	長期借入金等の額⑪			
	負債等の割合⑫=⑪÷①			%

- 注 1 集団の場合、畜産農業者が含まれていることを証すること。
- 2 加入時期は、リースを申請する窓口である団体（農協、飼料基金等）に加入した年月とすること。
- 3 家畜家きん等の種類欄は、乳牛、肉牛（黒毛、F1、乳用種等）、繁殖豚、肥育豚、卵鶏及び肉鶏等を記載する。頭羽数は、種類ごとにできるだけ詳しく記入する（乳牛の例：育成牛、子牛、未経産牛など）。また、預託の場合は、（ ）書きで内数の頭数を記入すること。
- 4 貸借対照表、販売費及び一般管理費、製造原価明細書等並びに売上高等の明細を添付すること。
- 5 取得額（消費税込み）が3千万円以上の場合は、直近5年の経営状況を記載すること。

2 貸付申請施設等

貸付対象施設等の名称					合 計
①本体価額		, 000 円	, 000 円	, 000 円	, 000 円
消費税額		円	円	円	円
合 計		円	円	円	円
②補助金額		, 000 円	, 000 円	, 000 円	, 000 円
③取得価額(①-②)		円	円	円	円
備考欄 (台数が複数の場合は明細)					
販売業者等	名称				
	電話				
銘柄又は製造業者等					
型式・面積・容積					
新品・中古の区分		新品・中古	新品・中古	新品・中古	
製造年(中古のみ記入)					
施設等設置場所 (車両の保管場所)					
車両登録の有無		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
貸付期間の短縮又は延長 (理由)		年→ 年	年→ 年	年→ 年	
貸付対象施設等の利用方法 (用途)					
附加貸付料率低減の申請					
<p>私は、実施要領第3の4の(2)に定める要件に該当するので、基準料率より低減した附加貸付料率の適用をお願いします。</p> <p>実施要領第3の4の(2)の〇〇〇〇に該当</p>					
貸付料の納入方法 (□に✓して下さい) □年1回払い □年4回払い					

- 注 1 ②の補助金額は消費税抜きで1,000円未満切り捨てとする。
- 2 基準料率より低い附加貸付料の料率の適用申請者が認定農業者である場合は、認定書面の写を添付すること。
- 3 新品・中古の区分の欄は、該当するいずれかに○印を付すこと。
- 4 添付書類
- (1) 見積書、カタログ及び図面(図面については原本証明を行ったもの)等
 - (2) 中古機械等にあつては、「中古機械・装置の貸付に関する基準」に基づき必要となる書面
 - (3) 「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」に基づき必要となる書面
 - (4) 共同利用の施設等にあつては、共同利用契約書
 - (5) 複合経営である場合は、他の経営の収入等の明細等

1 / 2 補助付きリースにあつては、上記の他に

- ①貸付施設等利用規約
- ②見積合わせ結果表
- ③農業環境規範に基づく点検シート
- ④配合飼料価格安定制度に係る申告書
- ⑤消費税等納付申告に係る消費税等相当額の取扱に係る確約書

1 貸付申請者の状況等

法人名（店舗名）						
氏名・年齢		（ 歳）				
後継者（個人商店の場合）		有（申請者との関係 ）、 無、				
経営継続の確認						
組合への加入時期		大・昭・平 年 月				
従業員数		人（家族労働 人、雇用労働 人）				
資本金（出資金）及び構成内訳		総額 千円				
		出資者名、金額千円、		出資者名、金額 千円		
		出資者名、金額 千円、		出資者名、金額千円		
食品衛生法に基づく営業許可番号		許可年月日大 昭 平 年 月 日			番号	
直近年（度）における販売金額（千円）		牛 肉	豚 肉	その他（ ）	総 菜	合 計
項 目		年度（千円）	年度（千円）	年度（千円）		
直近の経営状況	売上高①					
	売上原価②					
	販売費及び一般管理費③					
	営業損益④=①-②-③					
	営業外損益⑤					
	経常利益⑥=④+⑤					
	特別利益及び損失⑦					
	法人税等⑧					
	当期損益⑨=⑥+⑦-⑧					
	利益剰余金等の額⑩					
	長期借入金等の額⑪					
	負債等の割合⑫=⑪÷①		%			

- 注 1 個人商店の場合、法人名欄に店舗名を記入すること。
- 2 個人商店の場合、後継者の有無を記入し、経営継続の意思を確認すること。
- 3 経営継続の確認は、代表者年齢が60歳以上の者で後継者がいない場合のみ、貸付期間中経営を継続する旨を記述すること。
- 4 組合への加入時期は、リースを申請する窓口である団体に加入した年月とすること。
- 5 貸借対照表及び損益計算書（販売費、一般管理費、製造原価明細書等売上高等の明細を添付）を添付すること。
- 6 取得額（消費税込み）が3千万円以上の場合は、直近5年の経営状況を記載すること。
- 7 個人商店の場合、直近の経営状況欄への記入は、様式1号の1「経営リース（個人用）」に準じて記入すること。

2 貸付申請施設等

貸付対象施設等名					合 計
①本体価額		, 000 円	, 000 円	, 000 円	, 000 円
消費税額		円	円	円	円
合 計		円	円	円	円
②補助金額		, 000 円	, 000 円	, 000 円	, 000 円
③取得価額(①-②)		円	円	円	円
販売業者等	名称				
	電話				
銘柄又は製造業者等					
型式・面積・容積					
新品・中古の区分		新品・中古	新品・中古	新品・中古	
製造年(中古のみ記入)					
施設等設置場所 (車両の保管場所)					
貸付期間の短縮又は延長(理由)		年→年	年→年	年→年	
貸付対象施設等の利用方法(用途)					
附加貸付料率低減の申請					
<p>私は、実施要領第3の4の(2)に定める要件に該当するので、基準料率より低減した附加貸付料率の適用をお願いします。</p> <p>実施要領第3の4の(2)の〇〇〇〇に該当</p>					
貸付料の納入方法(□に✓して下さい) □年1回払い □年4回払い					

(注) 新品・中古の区分の欄は、該当するいずれかに○印を付すこと。

3 添付書類

- (1) 見積書、カタログ及び図面(図面については原本証明を行ったもの)等
- (2) 中古機械等にあつては、「中古機械・装置の貸付に関する基準」に基づき必要となる書面
- (3) 「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」及びその細則に基づき必要となる書面

1 貸付申請者の状況等

法人名				
集送乳委託契約の時期		大・昭・平 年 月		
従業員数・稼働台数		人・ 台		
資本金(出資金)及び 構成内訳		総額 千円		
		出資者名、金額 千円、出資者名、金額 千円		
		出資者名、金額 千円、出資者名、金額 千円		
一般貨物自動車運送 事業許可番号		許可年月日 大 昭 平 年 月 日		番号
直近年(度)における輸送量 (t)	生乳	牛乳	その他()	合計
直近年(度)におけるCS施設 の取扱乳量(t)	生乳			合計
直近年(度)における販売 額(千円)	牛乳	その他()		
項 目		直近年度(千円)	年度(千円)	年度(千円)
直 近 の 経 営 状 況	売上高①			
	売上原価②			
	販売費及び一般管理費③			
	営業損益④=①-②-③			
	営業外損益⑤			
	経常利益⑥=④+⑤			
	特別利益及び損失⑦			
	法人税等⑧			
	当期損益⑨=⑥+⑦-⑧			
	利益剰余金等の額⑩			
	長期借入金等の額⑪			
	負債等の割合⑫=⑪÷①		%	

- 注1 組合等から集送乳の委託を受けている場合は、委託契約時期を記入すること。
 2 貸付申請施設等が集送乳車の場合は、直近年(度)における輸送量を記入すること。
 3 貸付申請施設等がCS施設の場合は、直近年(度)における取扱乳量を記入すること。
 4 貸付申請施設等が牛乳販売関係の場合は、直近年(度)における販売額を記入すること。
 5 貸借対照表及び損益計算書(販売費、一般管理費、製造原価明細書等売上高等の明細を添付)を添付すること。
 6 取得額(消費税込み)が3千万円以上の場合は、直近5年の経営状況を記載すること。

2 貸付申請施設等

貸付対象施設等名					合 計
①本体価額		, 000 円	, 000 円	, 000 円	, 000 円
消費税額		円	円	円	円
合 計		円	円	円	円
②補助金額		, 000 円	, 000 円	, 000 円	, 000 円
③取得価額(①-②)		円	円	円	円
販売業者等	名称				
	電話				
銘柄又は製造業者等					
型式・面積・容積					
新品・中古の区分		新品・中古	新品・中古	新品・中古	
製造年(中古のみ記入)					
施設等設置場所 (車両の保管場所)					
貸付期間の短縮又は延長(理由)		年→年	年→年	年→年	
貸付対象施設等の利用方法(用途)					
附加貸付料率低減の申請					
<p>私は、実施要領第3の4の(2)に定める要件に該当するので、基準料率より低減した附加貸付料率の適用をお願いします。</p> <p>実施要領第3の4の(2)の〇〇〇〇に該当</p>					
貸付料の納入方法(□に✓して下さい) □年1回払い □年4回払い					

(注) 新品・中古の区分の欄は、該当するいずれかに○印を付すこと。

3 添付書類

- (1) 見積書、カタログ及び図面(図面については原本証明を行ったもの)等
- (2) 中古機械等にあつては、「中古機械・装置の貸付に関する基準」に基づき必要となる書面
- (3) 「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」に基づき必要となる書面
- (4) ミルクタンクローリー等及びCS等関係施設にあつては、指定団体の長等の意見書
- (5) 貸付対象施設等の設置場所が牛乳販売店(個人事業、共同事業を含む。)の場合は、借受団体等が借受者である牛乳販売店の負う債務の支払について機構に保証する旨の誓約書

畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書
（〇〇〇リース）

一般財団法人 畜産環境整備機構 理事長 殿

貸付申請者 （〒）住所又は所在地

ふりがな
名 称

ふりがな
氏名等
電話番号

印

この度、下記により貴機構の貸付施設等を借り受けたく、畜産高度化支援リース事業実施要領（以下「実施要領」という。）第9の2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 借受者、貸付申請施設等及び転貸借受団体等

（1）借受者からの貸付施設等貸付申請書

必要に応じ、下記の書類を添付すること。

（2）転貸借受団体（転貸借受団体が貸し付ける転貸借受団体を含む。）からの貸付施設等貸付申請書

2 貸付申請施設等の検収等を再委任する場合の相手方

3 借受団体と借受者又は転貸借受団体との再貸付契約に当たっての条件

（1）再貸付料等の額は、貸付料及び譲渡代金の額と同額とする。

（2）再貸付料の納入方法は貸付申請書記載のとおりとする。

畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書
(〇〇〇リース)

借受団体の長 殿

貸付申請者 (〒)住所又は所在地

ふりがな
名 称

ふりがな
氏名等
電話番号

印

この度、下記により(一財)畜産環境整備機構に係る貸付施設等の貸付けを受けたく、畜産高度化支援リース事業実施要領(以下「実施要領」という。)第9の2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 貸付申請施設等の内容
借受者からの貸付申請書のとおり

- 2 借受団体と借受者又は転貸借受団体等との再貸付契約に当たっての条件
(1) 再貸付料等の額は、貸付料及び譲渡代金の額と同額とする。
(2) 再貸付料の納入方法は、貸付申請書記載のとおりとする。

- 3 貸付申請施設等の検収を再委任する場合の相手方

畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書
(〇〇〇リース)

借受団体又は転貸借受団体の代表者 殿

借受者 (〒)住所又は所在地

ふりがな
名 称

ふりがな
氏名等
電話番号

印

この度、下記により(一財)畜産環境整備機構に係る貸付施設等の貸付けを受けたく、畜産高度化支援リース事業実施要領(以下「実施要領」という。)第9の2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、貸付申請に当たり、実施要領及び貸付契約書の各条項並びに貸付決定通知書の記載事項を遵守するとともに、貸付契約の締結時に「リース事業保証保険」に加入する必要がある場合は、機構にその手続きを委任することを誓約します。

(注) 貸付申請書の記載は、各リース事業ごとに次に掲げる様式とする。

- | | |
|--------------|----------------------|
| 1 経営リース | 別紙様式1の様式1号の1(個人用)を準用 |
| | 同 様式1号の2(法人、集団用)を準用 |
| 2 食肉リース | 同 様式2号 |
| 3 生乳リース | 同 様式3号 |
| 4 1/2補助付きリース | 同 様式1号の1(個人用) |
| | 同 様式1号の2(法人、集団用) |

一般財団法人畜産環境整備機構理事長 殿

貸付申請者
住 所
氏 名

印

確 約 書

私は、補助付きリースに係る本件貸付を申請するに当たり、次のことを確約いたします。

- 1 本件貸付に伴い私に留保されることになる補助金に係る消費税等相当額については、畜産高度化支援リース事業実施要領（平成22年5月28日22環機第448号）第12の2の規定に基づき、2に掲げる要件に該当する場合を除き、機構に返還します。
- 2 貸付開始日が属する消費税等の課税期間において私が免税事業者であるか又は課税義務者であって簡易課税制度を選択している場合は、1の返還義務は負いませんが、その申立及び証明の義務は私にあり、機構が定める期限までに申立書及び必要な証明書を提出しなかった場合又は機構がその内容が適正でないと判断した場合は、1の返還義務は免除されないことを了解します。
- 3 貸付開始日が属する課税期間に係る消費税等の確定申告を行うに当たっては、補助金に係る消費税等も含めて課税仕入控除の適用を申告します。仮に補助金に係る消費税等を課税仕入れ控除をしないで申告した場合は、所轄税務署に対し更正請求を行います。これらと異なる申告等を行った場合には、1の返還金相当額は、実質的に自己負担になることを了解します。
- 4 本件消費税等相当額の返還義務を怠った場合には、貸付契約の解除、補助金の返還等の措置を受けても異存ありません。

一般財団法人畜産環境整備機構理事長 殿

貸付申請者

住 所

氏 名

印

消費税等課税に関する申立書

私に関する消費税等の課税状況は、下記の通りです。

私は、畜産高度化支援リース事業実施要領（平成22年5月28日22環機第448号）第12の2の規定による補助金に係る消費税等相当額の返還免除要件に該当するので、同要領第12の2の(2)の規定に基づき、別添証明書類を添えて申し立てます。

所属地区	契約書番号		連番		
No	機械名	貸付記号	購入価額（円）	うち補助金額(円)	貸付開始日
1					
2					
3					
4					
5					
合 計					

私は

- 1 免税事業者です。（1）基準期間における課税売上高が1,000万円以下です。（*）
（2）新規設立法人で設立時の資本金等の額が1,000万円以下です。（*）
- 2 納税義務者です。（1）基準期間における課税売上高が1,000万円を超え5,000万円以下で、簡易課税制度を選択しています。（*）
（2）基準期間における課税売上高が1,000万円を超え5,000万円以下ですが、簡易課税制度を選択していません。
（3）基準期間における課税売上高が5,000万円を超えています。
（4）新規設立法人で設立時の資本金等の額が1,000万円超です。

1の(1)(2)、2の(1)～(4)のいずれかに○印を付けてください。

「基準期間」とは、課税期間の前々年のことです。

「新規設立法人」とは、設立後間がなく、基準期間（課税期間の前々年の事業年度）が存在しない法人のことです。

（注）

- 1 網掛けの項目を選択された方は、この申告書を提出する必要はありません。別添請求書に基づき、消費税等相当額の返還手続きをお取り下さい。
- 2 *印を選択した場合は、この申告書（下記の証明書添付）が必要です。
（1）1の(1)の場合；当該基準期間（平成26年の貸付の場合は平成24年）の所得税青色申告書（農業所得用）の1枚目の写しその他販売金額が分る税務申告書の写し（販売金額が分る部分に限る）

(2) 1の(2)の場合；登記事項全部証明書

(3) 2の(1)の場合；当該課税期間の消費税等確定申告書(簡易課税)の1枚目の写し。

ただし、当該課税期間の消費税等確定申告書の提出期限が到来していない法人の場合は、次のとおり。

ア 当該課税期間の前の課税期間においても簡易課税の適用を受けていた場合

(ア) 消費税等確定申告書を提出した直近の課税期間の消費税等確定申告書(簡易課税)の1枚目の写し

(イ) 貸付開始日が属する事業年度の開始前に消費税簡易課税制度選択不適用届出書を提出していないことの確認書(任意の用紙にその旨を記載して記名押印の上提出して下さい。)

イ 当該課税期間の前の課税期間において簡易課税の適用を受けておらず、当該事業年度から新たに簡易課税を適用することとしている場合は、消費税簡易課税制度選択届出書の写し